

Title	「家」の越境と断絶：敗戦直後の家族論における共同性と生活保障
Sub Title	Continuities and discontinuities of the "Ie" : cooperativity and livelihood protection in family theory after the defeat in Japan
Author	本多, 真隆(Honda, Masataka)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2017
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.22 (2017. 7) ,p.3- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：を超えて：戦後70年の家族と連帯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20170701-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「家」の越境と断絶

——敗戦直後の家族論における共同性と生活保障——

Continuities and Discontinuities of the “Ie”

-Cooperativity and Livelihood Protection in Family Theory after the Defeat in Japan-

本多 真隆

1. 問題の所在

戦後、民法が改正されてまだ間もないころ、ある地方の村で新民法と家族生活について講演した法学者の中川善之助に、一人の男性が尋ねた。彼は、戦前に営んでいた「従来の家族生活」は本当に変えるべきものなのかと問い、以下のように続けたという。

自分の家のことを引合いに出して恐縮でございますが、私は現在、みんなで十一人の大家族で暮らしておりますが、その中では、協同一致、互いに我儘をいわず、労わりあって非常に楽しく幸福に、和気あいあいと暮しております。こうした私の家のような家族生活も、先生のお話のように、やがては崩壊するであろうし、また崩壊すべきものとされなければならぬのでしょうか。(中川 1954: 13) ¹⁾

敗戦を迎えて、日本社会における家族をとりまく環境は劇的に変化した。新憲法が制定され、男女平等にもとづく一夫一婦制の理念が謳われた。民法が改正され、法的な家制度は廃止された。また農地改革によって、地主制度は解体され、「家」をとりまく農村社会の秩序は大きく変わった。これらの諸改革は、占領期の軍事支配のもとに米国の主導でおこなわれたものではあったが、法学者をはじめとする日本の社会科学者の多くもその方向性を支持し、新しい家族生活の理念の解明と伝達に従事した。

とはいえ、これらの変化は必ずしもスムーズに受け入れられたわけではなかった。敗戦直後は深刻な食糧難と住宅難が特に都市部を襲い、家族生活をとりまくインフラは容易には整わなかった。改革に対する保守的な立場からの反発も強かった。さらに、旧来の「家」に代わる新たな家族像はすぐには共有されなかった。

新たな家族像への移行をめぐるこうした不安に対して、中川は 1948 年に、当時の時代状況を踏まえて以下のように述べている。

新しい憲法や民法は、わが国固有の家族制度をこわす、とって非難する人が多い。たしかに家は崩れるだろう、と私も思う。……

本多真隆 「家」の越境と断絶——敗戦直後の家族論における共同性と生活保障——

『三田社会学』第 22 号 (2017 年 7 月) 3-20 頁

ただし、社会施設を行うに十分な資力をもたない国の中で、また国民各自もみんなが十分に独立できるほど豊かでないというような日本の現状では、誰も彼もが自分のことだけやって行って、ひとに厄介になったり、ひとの世話をやいたりしなくてもいいというような社会生活は到底望めない。(.....)

この意味において、復員の徒弟を引取るとか、出戻りの姉を見るとか、失業の弟が帰ってくるとかいう相互扶助の家族精神だけは、まだまだ日本になくはならない精神だといえよう。(中川 1948: 96-7, 傍線部筆者)

中川によれば、戦後の法制度の改正によって「家」は崩壊する。しかしそれは、戦前の家族生活のすべてを否定することではない。成員同士がお互いに助け合うような「相互扶助の家族精神」は残す必要があるという。中川は、戦前の「家」を批判的に捉える「家族の民主化」論の主要論者の一人であり、新たな家族の理念の普及に努めていたが、戦前と戦後の単なる断絶を主張していたのではなかった。

敗戦直後において、こうした主張は中川に限ったものではない。中川と同様に、家族生活の継続に言及した社会学者は少なくはなく、また当時の保守系論者は、「家」のなかで行われていた相互扶助を、「家」の温存の論拠として積極的に用いていた。いわば敗戦直後においては、旧来の「家」からどのように脱却すべきかという課題と並んで、戦前の家族生活から何を継続すべきか、また何を発展させるべきかという問題が、各々の立場を超えて共有されていたのである。

その問題のなかでも、中川が述べたような「相互扶助の家族精神」は、広く共有されたテーマのひとつであった。有賀喜左衛門も強調しているように、戦前期においては社会保障が貧弱で、「家が人間を守る最後の堡壘の役割をして来た」(有賀 [1955]1967: 263)。そのため、「家」における共同性と生活保障がどのようになるかという問題は、当時においてはアクチュアルなテーマとなったのである。

本稿が試みるのは、敗戦直後の家族論、特に何らかのかたちで「家」の連続性について言及したさまざまな立場の議論を取り上げ、そこで「家」における共同性と生活保障がどのように位置づけられていったかを考察することである。

今日でも、家族成員の相互扶助は社会的に期待される機能であり、日本の「家族主義」²⁾の中心的な観念のひとつをなしている。法的な「家」の廃止という事態を受けて、家族の共同性をその原理から考察していたこの時期の言説を検討することは、その規範の「日本的」な文脈——戦前からの連続性、戦後的な特長を考える上でも有用なものとなるだろう。

もちろん本稿のような小論において、この課題のすべてを言い尽くすことはできない。本稿の役割は、限定的ではあるが、戦前の「家」から戦後の「(近代) 家族」への転換と一括されやすい敗戦直後の家族論の多様性を示し、日本の「家族主義」の歴史性に関するより詳細な検討のための、ひとつの足掛かりを提供することにある。

2. 分析の視角と対象

(1) 先行研究——「家」の連続性

早川紀代が「日本近現代史研究・占領史研究では家族法あるいは家族問題さらに性にかんする状況は空白部分であると思われる」（早川 2004: 129）と述べているように、敗戦直後の家族問題に関する総体的な研究はあまりなされていない³⁾。

民法改正をめぐる議論については法制史の分野に蓄積があり、民法改正における「氏」をあつかった唄（[1957]1992）、戦後の家族法改正を大正期の臨時法制審議会以来の歴史的文脈に位置づけた依田（1975）のほか、高度成長期までの家族法と家族政策の関連を分析した利谷（1975）などがある。

近年では「近代家族」形成の観点から敗戦直後の家族論を見直す研究も蓄積されており、敗戦直後の映像作品から「近代家族」イメージの生成を読み取った坂本（1997）、戦後の人口政策から新生活運動、家族計画運動を取り上げた田間（2006）、近代日本の生殖管理政策から戦後の家族計画運動に至るまでの過程をあつかった荻野（2008）などがある。ほかに土屋（2014）は、敗戦直後の戦災孤児、浮浪児問題にまつわる言説と「家庭」概念の関連について論じている。

これらの諸研究は、敗戦直後の貴重な資料を掘り起こすものであり、戦後の家族観の形成に関する重要な知見を提供している。とはいえ近年の研究においては、敗戦直後の家族にまつわる言説は、戦前との連続性が考慮に入れられる際も、「近代家族」形成の観点からあつかわれることが多く、「家」の連続性および現代への影響についての視座が後景化しているように思われる。

戦前から戦後の「家」の連続性に関する示唆深い指摘としては、現行民法の家族像について論じた利谷信義によるものがあげられる。利谷によれば、現行民法の家族の規定には、「近代的小家族」と「家」に由来する「二つの魂」がある。後者は「家」そのものというよりは、「戦時中に国家総動員体制の基盤となった世帯」をモデルとしているが、「近代的小家族」よりは範囲がひろく、現行民法における氏と祭祀の規定、そして民法 730 条の「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」という文言に接続したという（利谷 1987: 80-5）。田間泰子はこの利谷の議論を引き継ぎ、戦後日本の家族を、「親族規定や親子間の扶養義務等」にあられる「戦前の『家』の原理」と、「一時性・平等性」を特徴とする「戦後の原理」が合わさった、「戸籍家族」として位置づけている（田間 2015: 219-21）。

利谷と田間の議論はともに、現行民法の法的家族像における相互扶助を戦前の「家」に由来する要素とみなしており、本稿も大きく示唆を得ている。本稿ではこれらの知見を参考にしつつも、敗戦直後における「家」の連続性をめぐる議論の多様性をより示したいと考えている。たとえば冒頭で取り上げた中川善之助は、家族の「一時性・平等性」という「戦後の原理」をリードした論者として知られているが、「相互扶助の家族精神」の継続も同時に語っている。中川が戦後の民主主義的な価値観と併せて論じた「相互扶助の家族精神」の継続は、彼と対抗関

係にあった論者——保守系政治家などが語ったそれと内実を同じくしているだろうか。こうした多様性に関する検討は、これまで十分になされているとはいえない。

(2) 生活保障への着目

以上のような問題意識のもと、本稿は敗戦直後の「家」の連続性に関する議論のなかでも、「家」における生活保障の再編をみつかったものに着目していく。もっとも生活保障と一言でいっても、この語は、社会保障などの公的な援助から、家族間の私的な援助まで幅広い意味もっている。

この用語の主要論者のひとりである宮本太郎によれば、「生活保障」とは、「雇用と社会保障をむすびつける言葉」であり、その目指すところは、「雇用と社会保障がうまくみあって、そのような条件が実現することである」という(宮本 2009: iv)。また武川正吾は、エスピノーアンデルセンらの議論を下敷きに、産業構造や労働市場などの「生産レジーム」と、家族などケア労働を提供する「再生産レジーム」の観点から、生活保障システムについて論じている(武川 2012)。これら生活保障の社会的、経済的な面を重視した現代的な議論は、戦前の「家」の生活保障をみるにあたっては、「家族」の機能については留保が必要なものの、有用な視点を提供している。なぜなら戦前の「家」は、現在イメージするような「近代家族」的な家族福祉とはまた別種の、経済的な生活保障の場としてのリアリティがあったからである。

敗戦直後に「家」における生活保障の機能を強調していた論者のひとりに有賀喜左衛門がいる。1950年の有賀の同時代的な指摘によれば、戦後においても、「生活保障は彼らの家産や家業の経営に多くたよらねばならぬという現実が政治的・社会的条件において」存在している。そのため、たとえば家産の均分相続も、「それを分割してしまつたら一定の家族は生活のより所を失うというギリギリの線を出ているか、あるいは早晚そういう線にまで追い込まれるという予感が彼らを捉えて放さない」ために容易には行われていないという(有賀 [1950]1969: 247-8)。こうした指摘が示唆しているのは、当時において「家」の生活保障とは、成員の援助や介護などの家族福祉だけでなく、その経営によって賄われる経済的な保障の問題(主に農家における)が強く観念されていたことである。

利谷信義はこのような事情を鑑み、敗戦直後における「家(家族制度)」の改革に関連する「広義の家族制度改革」として、農業政策、労働政策、社会保障政策の三点をあげている。利谷によればこれらの政策は、「家(家族制度)」の改革を直接の目的としたものではないが、どのような家族像を政策の前提に置くかによって、「家(家族制度)」の改革にも間接的に影響を与える(利谷 1975)。敗戦直後の「家」にまつわる言説をみる上では、「家」に成員の保護に関する大きな社会的責務が課せられており、また各種の社会政策と関連していたことを踏まえる必要がある。

以上を念頭に本稿では、「家」の生活保障を、そこに課せられていた負担をどのように社会的に分有させるかという構想との関係から捉えていく。ただし紙幅の限界もあるため、本稿では

社会保障政策を重視して検討する。農業政策、労働政策については、マルクス主義系社会学者をはじめ⁴⁾、「家」の廃止にまつわる議論のなかでも大きな争点となっていたが、農地改革後の農村社会の構想や、資本主義社会の浸透の是非にまで論点が及ぶため、別稿に期すのが適切であると判断した。

(3) 分析対象

こうした分析視角を採用するため、本稿では敗戦直後の家族論のなかでも、「家」の連続性および生活保障を、社会との関連で捉えた議論を中心に検討していく。具体的には、国会答弁など法的な「家」の廃止に関する議論や、民法改正を受けて湧出した社会学者、政治家、ジャーナリズムによる論説などである。

特に社会学者による議論を抽出する際は、雑誌に掲載されたものなど、一般読者を想定して書かれたものを重視する。後述していくが、法的な「家」の廃止に関する議論が「法」と「道徳」の分離など技術的な論点に終始しがちであったのに比して、一般向けの論説には、家族生活の共同性の内実および展望に関する記述が多くみられる。

分析範囲については、本稿では 1961 年までで区切った。これは日本の社会保障制度の劃期である皆保険皆年金の成立を基準としているが、高度成長への離陸、また 50 年代後半の「逆コース」における家族制度復活論争の沈静化も考慮に入れている。渡辺洋三も指摘しているように、この時期には、戦前型の「家（家族制度）」の復活に関する保守的な論調は縮小し、ジャーナリズムにおいても、近代的な「家庭論」が広まるようになった（渡辺 1973）。「家」の連続性および生活保障に関する議論もこれらの変化と連動しているというのが、本稿の観点である。

以下ではまず、敗戦直後における「家」をとりまく生活状況と社会保障を概観する（3）。次に、民法改正をめぐる議論および、その後に展開された「家」の連続性に関する議論を、各々の見解の相違を留意してみていく（4・5）。最後に以上の検討を踏まえ、敗戦直後に形成された、「家」の共同性と生活保障に関する共通理解について考察したい。

3. 敗戦直後の「家」と社会保障

(1) 日本国憲法の制定と社会保障

現在の日本国憲法第 24 条には、男女の本質的平等および、家族生活における個人の尊厳が定められている。これは戦前の「家」を否定し、近代的家族の創設を目指したものとされているが、この条文に至るまでには、社会保障に関する記述が大幅に削除された経緯がある。以下ではまず、第 24 条の草案を執筆したベアテ・シロタ・ゴードンの自伝を参考にその経緯をみていこう。

当時 22 歳であったベアテは、GHQ の憲法草案作成チームに抜擢され、「女性の権利」と、本人の申し出によって「教育の自由」についての草案を作成することになった。彼女は、英語、仏語、露語、独語、西語、日本語の読解ができ、これらの言語で読める各国の人権に関する条

文をまず手あたり次第にメモしたという。そしてベアテが大日本帝国憲法を読み直してまず気づいたのは、「この法律で、よく国民が黙っていたと思うほど権利がない」ことと、社会福祉についての規定が、第 9 条に天皇の仕事として僅かに言及されるだけで、希薄なことだった (ゴードン 1997: 158)。

こうした大日本帝国憲法を「反面教師」として、ベアテは男女平等に関する条文の作成とともに、「母性の保護」をベースとした家族保護規定、そして社会保障について記していく。彼女が主に参考にしたのは、これらにまつわる条文が、当時においては豊富に記されていたワイマール憲法およびソビエト憲法であった。

当初に作成されたベアテの草案には次のような条項が盛り込まれていた。母性の保護、子育て中の母親への養育援助、嫡出子と非嫡出子の平等、両性の合意にもとづく養子縁組とその保護、児童の医療費の無償化、男女の職業の機会均等、そして老齢年金や各種保険の法律化、などである。

後年にベアテが反省的に述べているように、この草案には高齢者についての条項が相対的に少ない。ベアテによれば、「二二歳の私には、老人の福祉ということまで考えが及ばなかった。その頃西欧諸国でも老人問題はほとんど取り上げられることがなかったからである」(ゴードン 1997: 164) という。

しかしこれらの条項は、日本政府に提示される GHQ 草案ができる前に削除されていった。削除の理由は大まかにいえば、憲法に明文化するには詳細すぎるというものだった。ベアテはまた、GHQ 民生局のメンバーには、中心的役割を担ったチャールズ・ルイス・ケーディスをはじめ、ニューディーラーを自認するリベラル派が少なくなかったが、「女性への理解者ではなかった」とも回想している (ゴードン 1997: 188)。

ベアテの構想はひとことでいえば、夫婦と子どもからなる近代的家族をベースに、その家族生活の社会的な保護を目指すものであった⁵⁾。ベアテが記した条項は、日本国憲法の第 24 条と、第 25 条の生存権の規定に部分的に残ることになるが、戦後に行われる政策は、家族(世帯)への依存をベースに行われることになる。

(2) 戦後改革と社会保障

戦争は、多数の死傷者を出しただけでなく、人々の生活状況にも膨大な被害をもたらした。1945 年の農業生産は戦前水準の 6 割近くにまで落ち込み、深刻な食糧不足が生じた。敗戦直後の婦人雑誌や生活情報誌には、代用食や住宅難に関する記事が多く掲載されている。

敗戦直後の社会保障は、こうした状況への緊急対策としてはじまっている。1946 年には(旧)生活保護法が制定され、これは、最低生活の維持、無差別平等、政府責任を掲げている点で、当時としては画期的なものであった(池田 1994)。

とはいえ実態としての(旧)生活保護法は、保護請求権が認められておらず、また住宅、教育の扶助はないというものだった。このような事情も背景にあり、敗戦直後は「家」に生活保

障を頼る者が少なくなかった。橋本健二によれば、敗戦直後の農村はヤミ取引による収入などもあったため、都市部との経済格差は縮小しており、農家は復員者や失業者を受け入れる余裕があった。実際に、1940年に1365万人であった農業従事者数は1950年には1932万人まで増大している（橋本 2013）。玉城肇は1948年に「貧困者、老廃者、失業者、戦災者等を救済するなんらの社会的施設をも講じなかった事実」は、「家（家族制度）」を実質的に現存させている要因のひとつであると述べている（玉城 1948: 193）。

こうした状況のなかで、社会保障制度は整備されていく。1947年の児童福祉法、1949年の身体障害者福祉法、そして1950年には（新）生活保護法が成立し、いわゆる「福祉三法体制」が形成される。（新）生活保護法は、日本国憲法第25条にもとづいた生存権の保障が打ち出されており、教育、住宅扶助も追加された。また並行して医療、年金保険の再整備も内実は不十分ながら行われていった。（新）生活保護法は、親族による扶養の補足的な立ち位置と、世帯単位の保障を明確化しており、1951年に公布された住民登録法は世帯台帳に法的位置づけを与えたとされる。

利谷信義はこれら一連の流れを踏まえて、イデオロギー的な「家」に替わり、「現実の家族」であるところの「世帯＝『扶養共同体』」が政策の前提となったとまとめている（利谷 1975）。この傾向は50年代以降も続いていくのであるが、まずはこうした施策の背景で、「家」の連続性に関してどのような議論が展開されていたかをみていこう。

4. 「相互扶助の家族精神」をめぐる

（1）国会における議論

「家（家族制度）」に関する議論が国会で本格化していくのは、憲法改正案の審議がはじまってからである。焦点となったのは、改正憲法案二十二条（現二十四条）だった。これは、前述のベアテ草案からGHQ案、さらに日本政府憲法改正案と修正を重ねられており、すでに婚姻規定が主の条文となっていたが、両性の平等は規定されていた。

議論の当初においては、たとえば貴族院勅選議員の澤田牛麿が、「日本の家族制度と云ふものは……、公の方面に於ては、天皇制と云ふものが日本の國體であり（……）民間のお互ひ同志の生活に於ては、家族制度が矢張り日本の國體であると思ふのであります」（第九〇回帝国議会衆議院 1946b: 236）と述べているように、天皇制および国体護持と関連したイデオロギー的な発言もみられる⁶⁾。このような議論の傍ら、日本社会党の鈴木義男が、「新しい家庭の成立に當りまして、將來親子、兄弟、姉妹の關係等を合理化する必要を認めますから、家庭生活の保護と云ふことを追加致して置きたい」（第九〇回帝国議会衆議院 1946a: 93）と、ベアテ草案からは削除された家庭保護規定について言及していたことにも触れておこう。鈴木は日本国憲法第25条の生存権の制定に貢献した議員でもあった。

憲法改正案の審議においては、戸主権や家督相続の否定についての明確な方針はとられなかったが、1946年に作成された民法の起草委員第一次案では「家」の廃止が掲げられていただけ

でなく、家督相続制、庶子の廃止など、具体的な案件も盛り込まれた。とはいえ注意しておきたいのは、起草委員の我妻栄をはじめ、「家」の廃止はあくまで法律上の「家」に対してであり、道徳上の「家」にはふれないという基本方針が採用されたことである（我妻 1946, 1949）。この方針は、「法」と「道徳」の区分という、近代的な法原理をふまえたものではあったが、「家」の廃止に対する保守派の反感を考慮したものでもあった。

こうした状況のなかで、「家」の「相互扶助の精神」の連続性が浮かび上がっていく。具体的には、2 節でもふれた民法 730 条に連なる文言が、牧野英一ら保守系論者によって追加され⁷⁾、改正要綱にも「民法の戸主及家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること」と記された（利谷 1975; 早川 2004）。「家」の継続に関する論点は、1947 年の司法委員会においても議論の的のひとつになる。

司法委員会に提出された民法改正案はいわば妥協の産物であり、保守革新の双方から批判が出された。その批判のなかには、「家」の共同性の連続と社会保障に関するものも含まれている。順にみていこう。

まずは、1947 年 8 月の榊原千代と奥野健一の議論である。榊原は 1946 年の第 22 回衆議院選挙で当選した女性議員であり、奥野は起草委員のメンバーであった。奥野はここでは民法改正案の弁明の立場にたち、榊原が改正民法案 877 条にある直系血族および兄弟の扶養義務について批判的にふれた際に、以下のように応答している。

榊原 この扶養の義務というものは、わが國の家族制度を支えておるところの大きな柱であると思うのでございます。(……) たとえばこのような法律がありますために、わが國には社會制度、社會保障というものが発達しませんでしたし、(……) 國家が世話すべき多くの引揚者、戦災者、復員者などが、縁故關係に追いやられまして、自分の一家さえ支えることがやつとこさの無力な家庭の人たちが、こういう多くの人々を引き受けて、そうしてお互いに苦しみ合つておるといふような事實もあるのであります。(……)

奥野 扶養の關係が非常に重大な問題であることは御指摘の通りであります。(……) わが國としては、やはり親族共同生活によつて、相寄り相助けていつているのが、わが國の一つの美風であつて、(……) この親族間の一つの扶養の義務を認めると同時に、大いに社會國家の公な施設において、扶養、生活の保障をしていくといふことは、両立せしめて進めていくべきではなからうかといふふうにかへたのであります。(第一回国会衆議院 1947a: 541-2)

ここで榊原は、敗戦直後の人々の生活状況を鑑み、「家（家族制度）」に「扶養の義務」を課すことが人々の負担になっている⁸⁾と述べ、社会保障制度の拡充を主張している。対して奥野は、「親族共同生活」の意義を強調し、社会保障については今後の展望として言及するにとどま

った。特に奥野の発言では、「親族共同生活」が戦前からの連続性のもとに位置づけられていることに注意したい。そして興味深いのは、「家」の共同性と社会保障に関する論点は、榊原のような「家」の残存に批判的であった論者とだけでなく、保守系論者との間でも共有されていたことである。以下では続いて、衆議院議員の鍛冶良作と奥野の議論をみる。これは鍛冶が、改正民法案 877 条では直系親族の扶養が金銭的に不可能な場合などは、家庭裁判所の審判、つまり法の介入が必要となるということについて批判的に言及したあとの奥野の返答からはじまっている。

奥野 そういうふうには全部の直系卑属が資力が全然なくて、事実上扶養ができないというような場合に、社会施設が発達いたしておれば、もちろんいろいろのことも考えられますが、そういうことがなければ(……) 事実上はやはり家庭生活を営んでいる以上、子供が相寄り合つて、お互いにそのめんどうをみるというふうなことになるかと考えております。しかしそれは将来はやはり、そういう社会的な補助救助というようなことももちろん社会問題として考えなければならぬことになるかと思ひます。

鍛冶 まことに私はなさない御答辯だと思います。現在まではいくら貧乏しておつても、そんな社会施設のやっかいなどにならずに、どんな貧乏人でもやつているんです。私はその實際生活、その日本人としての本則を法律上認められたらどうかというのであるが、それを覆えてお互いは五分五分だ(……) できたら協議でやれ、こういうことを言つたんでは、そういうことが起こるということです。(第一回国会衆議院 1947b: 292)

ここで鍛冶は、榊原と同様に、貧困のために親の扶養が困難になる事例について言及している。対する奥野の応答は、榊原に対してと同様に、社会保障制度の拡充で漸進的に対処するというものである。

だが鍛冶の立場は、榊原とは全く違うものだった。鍛冶の主張の要点は、たとえ家族が貧しくても、「日本の家族制度」は、「社会施設のやっかいなどにならず」に相互扶助を行っているということである。鍛冶によれば法律に要求されるのはこの一体感を認めることであつて、「五分五分の権利」などは、むしろそれを壊すものなのであつた。司法委員会で、「家(家族制度)」の温存の立場にたった論者の主張は、このような個人の権利の意識を出来るだけ排した一体感の保存を基調としていた⁹⁾。

また鍛冶と奥野の見解の相違は、同じく「家」の共同性の継続を主張していても、その内実が異なることを示している。奥野の主張は改正民法案の立場であり、現実の場面で相互扶助を行う家族生活の継続と、それを前提とした漸進的な社会保障の整備を目指すものであつた。対して鍛冶が主張した共同性の継続は、そうした制度を必要とするものではなく、むしろ介入を認めれば危機にさらされてしまうものであつた。そして民法改正後も、この「家」の共同性の

内実に関する微妙な見解の相違は、家族生活の連続性を語る社会科学者の言論にもついてまわることになる。

(2) 「相互扶助の家族精神」の分節化

敗戦直後の革新系の社会科学者は、新憲法の制定の前から、「家族の民主化」に関する議論を展開していた。その議論のなかでは、戦前のイデオロギー的な「家（家族制度）」を批判するだけでなく、そこで営まれている共同性の内実を批判する論調もあらわれている。たとえば青山道夫は 1946 年に以下のように述べている。

我が国の家族制度はこれまで家族員すべての和親と協同の精神の上にきずかれており、その鞏固な連帯の精神は個人主義欧米家族の到底及ぶところのものではないと自画自賛されていた。(……) だが家族主義が極めて多く感情的であり理性的でないことは、家族全体が一度び逆境に沈淪したような時はその欠陥を遠慮なくさらけ出して終い、どこに相互扶助の精神があるやを疑わしめるのである。(青山 1948: 92-3)

青山によれば、「我が国の家族制度」の「相互扶助の精神」は戦前から喧伝されてきたが、そのイメージと内実には差があり、特に生活状況が「逆境に沈淪」したときは、真逆の結果を導くという。青山がここで意識しているのは、敗戦直後の新聞でも取り上げられていた、生活の困窮から生じる捨子や親子心中である。

しかし青山にとってこれらは、心理的な問題だけではなく、社会の問題でもあった。青山は続けて「国家は家族主義に藉口し本来国家として当然営まねばならぬところの老幼者の保護、救済、社会保険等々の社会施設を怠り、これらの機能の殆ど全てを家族内部の問題に委せて終った」と、社会保障の不足に言及し、「是以上の負債は家族を壊滅に陥れる外はないであろう」と述べている(青山 1948: 94)。法的な問題にとどまらない、「家」の共同性をとりまくこうした状況は、当時の社会科学者の多くに意識されていた¹⁰⁾。

とはいえ、民法制定後の法学者をはじめとした社会科学者は、一般書においては、法的な「家」は廃止されたが、現実の家族生活は継続するという説明をする傾向にあった。これは改正民法案の方針にそったものでもあるが、「家」の廃止という事態を受け止める読者の反応を予測してのものでもあった。1947 年の毎日新聞の世論調査では、民法改正における「家」の処遇について「廃止反対」と回答した者の割合が 37.1%あり(毎日新聞 [1947]1976)、本論文の冒頭で取り上げたような質問に、当時の社会科学者はしばしば直面していたのである。

一例として末川博の解説をみてみよう。末川は 1947 年刊行の『うつりゆく家』において、法的な家の廃止について述べたあと、「こうして家というものがなくなる。然らば、あとに何が残るか。家から解放された個人はどうなるか。人によっては、こんな点について心配するかも知れない」と前置きを置く。そして続けて、「だが、心配は無用である。現に人々は夫婦親子兄弟

でつくっている家庭をもっているのではないか。自然の人情や人倫に基く親族つきあいをしているのではないかと述べ、「すなわち紙の上の存在たるに過ぎなかった家はなくなったけれども、現実の生活関係たる家庭や親族は制度的にもハッキリ存在するのである」と解説する¹¹⁾ (末川 1947: 47-8)。こうして、法的な「家」の廃止を経た後も、現実の家族生活が浮かび上がっていくのである。この解説では「夫婦親子兄弟でつくっている家庭」と「自然の人情や人倫に基く親族つきあい」がともに、継続する要素として並列していることも確認しておきたい¹²⁾。

ここで注意したいのは、多くの論者はこのような共同性の継続に加えて、関係の内実の変化についても記していることである。一言でいえばその変化は、「民主化」であった。たとえば我妻栄は 1949 年に、法的な意味に留まらない民法改正の意義として、「家族共同生活の倫理を、権威と忍従によるものから、平等と協力によるものに変更しようとする」ことをあげ、「最も緊密な者の間の互いに人格を尊重した上での協力扶助を指導理念とする『新しい家族倫理』の確立高揚」の必要性について述べている (我妻 1949: 307-8)。冒頭で取り上げた中川善之助も、「相互扶助の家族精神」の継続に続けて、「ただその如何なる場合にあっても、個人の尊厳ということが忘れられてはならない。これが今までの家と、これからの家とを別ける標識である」 (中川 1946: 97) と付け足している。もっともこの変化は、我妻がいみじくも「新しい家族倫理」と述べているように、精神的な課題に留まりがちであり、「個人の尊厳」と「相互扶助の家族精神」を両立させる社会経済的な条件に言及が至ることは少なかった。あるいは、「相互扶助の家族精神」の継続に家族成員の生活保障をゆだねるというのが、当時の民主化論者に通底していた見解だったともいえる。

5. 家族制度復活論争を経て

新憲法と民法改正によって、法的な「家」の廃止についての外枠は整ったが、これに反発する政治的な動向は 1950 年代にも継続していた。1954 年には自由党憲法調査会が発足し、『日本国憲法改正案要綱』には、「旧来の封建的家族制度の復活は否定するが夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し親の子に対する扶養及び教育の義務、この親に対する孝養の義務を規定すること。農地の相続につき家産制度を取入れる」 (自由党憲法調査会 [1954]1976: 538) と記された。こうした「逆コース」の動きに対して、婦人団体や法学者を中心に反対の声が高まり、いわゆる家族制度復活論争が展開される。

家族生活だけでなく、家産制度の導入や均分相続の問題化など、この論争の争点は多岐にわたっているが、この時期には、『日本国憲法改正案要綱』にも「旧来の封建的家族制度の復活は否定する」と記されているように、イデオロギー的な「家 (家族制度)」の復活を直接的に掲げる声は、表面上は鳴りをひそめていた。

主に争点となっていたのは、「孝養の義務」や「家産制度」など、現実的な問題とも関連した箇所であった。特に「孝養の義務」については、『日本国憲法改正案要綱』にも、「社会保障によって全部老人の老後の安泰を期することは、経済力の貧弱なわが国状の許さざる所である」 (自

由党憲法調査会 [1954]1976: 544) と記されていたこともあり、社会保障削減の隠れ蓑だという批判も相次いだ。たとえば小川政亮は 1955 年に、扶養義務の明文化については、小川政亮の「家庭をまもり社会保障を本当のものとするために、平和憲法を守り、家族制度復活に反対しよう」(小川 1955: 35) と呼びかけている¹³⁾。

とはいえ、「孝養の義務」についての法学者の反論は、これまでみてきたような共同生活の継続や、民法にも扶養義務は定められているという解説にとどまりがちであった。また川島武宜が 1955 年に、「社会保障制度が人の老後の生活を配慮するということは、現在文明諸国の趨勢であるが、少なくとも現在のところ、社会主義諸国を除いては、子が老後の親を養うことは道徳および法律の基本原則の一つとされている。いわば自明の理である」(川島 [1957]1983: 262) と述べているように、社会保障の拡充は、意識はされても喫緊の課題とはみなされない傾向があった。渡辺治も指摘しているが、「戦後民主主義」運動や労働組合勢力を含め、60 年代に至るまでは「総じて福祉国家政策を推進する政治的・社会的力は未形成」だったのである(渡辺 2004: 41)。

結果的にみれば、「家族制度」の復活は頓挫することになる。また 1960 年の安保闘争を経ると保守政治家のあいだにも世代交代が起こり、1964 年には憲法調査会は幕を閉じた。だが、家族制度復活論は、保守系政治家の動向だけでなく、人々の賛意も少ないものではなかったため、1950 年代後半には、本論文でこれまでみてきた論点にも関わる反省的な総括が革新系論者によって行われている。たとえば渡辺洋三は 1959 年に、「孝養の義務」について、「子供のうちだれか一人が責任をもって同居し自分の世話をしてくれるという形を原則とするところの古い『家』的な扶養」と、民法の「私法的扶養の原則」の違いにふれ、扶養義務の解説はこの相違を明確にしたうえで、「対決の論理を展開させるべき」であったと述べている。民法の知識が「正しく」普及すれば、『家』的な扶養は原則とされていないことがわかり、「老人や親たちの不安が増してくる」ことは避けられないからである。渡辺は加えて、「民法の与えたイデオロギー的影響によって、かなり広範に『家』思想はイデオロギー的に解体をとげた、にもかかわらず現実の親族共同生活の事実そのものはほとんど昔のままで残っているという、思想と生活事実との矛盾乖離がめだっている」と、民法が与えた影響と当時の生活状況について述べ、「現実の親族共同生活」をどのように変革すべきであるかということが課題として残されていると総括している(渡辺 1959: 422-8)。1960 年には、小山隆を中心とした家族問題研究会のメンバーによって、『現代家族の研究』が刊行されているが、同書でも指摘されているように、農村部と都市部では、同居や生活費についての意識は、まだ相当に隔たっていた(小山 1960)。

より踏み込んだ指摘としては、磯野富士子によるものがあげられる。磯野は渡辺の発言と同年の 1959 年に、民主化論者も重視していた個人の「主権者としての自覚」の問題をあげ、個人と家族、そして福祉国家の関係について以下のように述べている。

福祉国家と家族の問題は、福祉国家においては家族はいかにあるべきかという固定的な私たちで考えられるべき性格のものではない。このような考え方は、そのあり方の内容がいかに民主的であろうとも、国家が家族関係のあり方を規制し、家族の心がけを説くという反民主的な結果を招く。この問題は、まず家族という集団のなかで、各人の自主性を十分にのばしながら家族全体がなかよく暮せるには、どのような客観的条件が必要であるかを検討することから始まるはずである。(磯野 1959: 185)

本稿でみてきた革新系論者の議論のなかでも、家族における個人の尊厳、権利の問題は取り上げられていた。しかし家族関係の内実についていえば、磯野が「始まるはずである」と述べているように、家族における「各人の自主性」を備えながら共同性を維持していく客観的条件についての共通理解の形成はどこまで進んだといえるだろうか。

これらの発言がなされていた頃、高齢者の社会保障については政界でも関心が高まっていた。1958年には自由党と社会党が国民年金と国民健康保険の制定を公約に掲げ、1961年には各種制度の寄せ集めという性格ながらも皆保険皆年金が成立する。そしてこうした生活保障の整備のもとに、都市部と農村部の家族形態の差を含みながら、それぞれの「家族」における福祉を前提とした体制がつくられていくのである。

6. 結論

本稿ではこれまで、敗戦直後の家族論を対象に、「家」の共同性の継続がどのように論じられてきたかをみてきた。まず、新憲法の作成の段階から近代的家族への移行と社会保障の関係が意識されていたことと、実際の政策においては、家族（世帯）に依存した社会保障制度が形成されてきたことを確認した。次に、民法制定の過程および社会学者による言論を概観し、「家」の共同性の継続と社会保障の関連については、見解を異にしながらも、多くの論者が問題化していたことを明らかにした。そして最後に、家族制度復活論争の革新系論者の議論を中心に、民法の理念と「現実の親族共同生活」の乖離、また家族における個人の自主性を尊重する「客観的条件」に関する検討が課題として残っていたことをみた。

以上の検討からは、戦前の「家」が、国体論との関連などイデオロギー的な色彩、また戸主権などの法的な実効力を喪失しながらも、その共同性の継続については立場を超えて了解されていた様相の一端を示すことができたと思われる。もちろん敗戦直後の多様な家族論のなかでも、本稿で取り上げることができたのはわずかであり、またその共同性の内実についても、本稿でも取り上げた「民主化」への志向だけでなく、子どもや老親との関係に関する見解の差異や、「扶養」観の変遷、あるいはジェンダー差など、より詳細に検討できる点が多い。とはいえこうした課題を踏まえつつも、本稿の検討は、現代の問題にも通ずる「家族」の共同性と社会（保障）に関する思考様式のパターンおよび歴史的な文脈を提示した点において意義があると考えられる。

最後に、敗戦直後における「家」の共同性の継続に関する言説について考察と今後の課題について言及しておきたい。本稿がみてきたのは、敗戦直後においては、戦前の「家」から「(近代的) 家族」という単線的な変化ではなく、むしろそれらの家族モデルの複線的な継続が、各々の立場の論者によって議論されていたことである。これは民法の理念の普及という観点からみれば、敗戦直後における現実的な処方であったし、また先行研究が指摘するように保守的立場とのせめぎ合いから生じた妥協であるともいえる。だが本稿でも検討したように、革新系論者も「家」の共同性の継続について積極的に——「民主化」という課題を含みながらではあるが——主張していた局面があったことを鑑みれば、問題はより深いところにあるように思われる。時代状況を考慮にいれば、イエスタ・エスピン＝アンデルセンが、戦後の先進諸国は近代的家族をベースとした「家族主義」を前提としていたと指摘しているように (Esping-Andersen and Palier 2008=2008)、日本もその文脈のなかにあったといえよう。とはいえ、「家」の共同性の継続が強く語られていたという点については、やはり法制度と現実のギャップ、そして近現代日本の急激な近代化ということを踏まえた上で、戦後の「家族」にまつわる言説を捉え直す必要があると思われる¹⁴⁾。

さらにいえば、現在も含む戦後日本社会の「家族主義」について、そこでいう「家族」とは何を指すのかという点についても一考の余地はある。敗戦直後の家族論においても異なる家族モデルが併存していた。「家族主義」が福祉社会の形成など広義の社会的連帯を妨げているとみるに際しても、各人が重視する「家族」像の分断もその要因にあったと考えてみることも必要ではないだろうか¹⁵⁾。われわれが「家族」に高い価値を置いているという自己認識を抱くとき、そこでいう「家族」はどこまで一致したものだったのだろうか。だがこうした検討は、この小稿の範囲を超えるものであり、別稿に譲りたい。

付記 本稿は、2016 年度文部科学省科学研究費補助金 (研究活動スタート支援) の助成を受けた研究 (「家制度の情緒的関係に関する歴史社会学研究: 1880~1950 年代の家族論を中心に」: 研究課題番号 16H07283) の成果の一部である。

【註】

- 1) 以下引用は、原則として新字体に直した。なお、まとまった形での引用は、一字下げではじまるものは原文の段落冒頭から、一字下げでないものは段落途中からのものである。また傍点等は特に注意がない限り、原文のままである。
- 2) 本稿では、「家族主義」という言葉を、「家族に役割・責任が集約されている事態」(阪井ほか 2012: 167) という現代的な用法を念頭に置き、敗戦直後におけるその文脈を探ることを目標としている。戦後の家族研究を現代的な問題関心から読み直す意義の指摘については渡辺 (2013) がある。

- 3) 敗戦直後の家族研究について、時代背景と研究の関連まで論じたものとしては、山手（1975）、池岡（2016）などがあげられる。また戦後の家族像の変遷に関しては White（2002）などがある。
- 4) いわゆるマルクス主義系社会学者ではないものとしても、たとえば喜多野（1948）などがある。
- 5) こうした問題意識は、各政党が作成した憲法案にもみられる。たとえば日本社会党の「憲法改正要綱」には男女平等と家庭の保護が明記されており、また共産党が 1946 年に発表した「日本人民共和国憲法」には、「家」の廃止および一夫一婦制の確立、また寡婦および生児の社会的保護が記されている（憲法調査会事務局 1957）。
- 6) 同様の発言は他の論者にもみられるものであるが、澤田（1946）など、イデオロギー的側面を文面上は重視しない、「家（家族制度）」の擁護の戦略もこの頃からみられる。
- 7) この時期の牧野の主張については、牧野（1949）に詳しい。
- 8) 敗戦直後の生活情報誌をみると、日常生活におけるこうした負担が女性に課せられていた事情もうかがえる。たとえば山本監（2014）の所収資料など。
- 9) 敗戦直後の家族研究において、個人の権利の意識と家族の一体感—情緒的關係の關係が問題化されていたという点については、本多（2013）を参照されたい。
- 10) 生活状況の問題については、戦前から問題化されていた農村部の「封建性」と関連付けたものも多い。たとえば玉城（1946）など。
- 11) 同様の解説は他にも多くみられる。たとえば青年法律家協会（1950）など。
- 12) この二つのモデルの福祉機能を峻別する議論もみられたことも確認しておきたい。たとえば戸田貞三は 1947 年に、「家」における「精神的安定作用」と「生活保障作用」は新憲法によって影響を受けないが、「老弱者の保護作用」は弱体化すると予測している（戸田 1947: 22）。
- 13) 同様の問題意識が記されているものとしては、立石（1954）、佐口（1955）など。立石の論考でも論じられているが、生活保障についての家族制度復活論への反論としては、社会保障だけでなく、均分相続など農地改革以後の経済的問題も中心的に取り上げられている。
- 14) こうした視点については、ポスト工業化社会への移行を含めた社会変動を射程にいれた議論ではあるが、Chang(2010=2013)などが参考になる。
- 15) 山田昌弘は、高度成長以降に形成される「戦後家族モデル」は、都市型の核家族だけでなく、農村部の家族も包摂する「曖昧さ」（山田 2005: 136）を抱えていたと指摘している。

【資料】

青山道夫, 1948, 『転換期の家族制度』春光社.

有賀喜左衛門, [1950]1969, 「鴻池家の家憲」『有賀喜左衛門著作集 VII』未来社, 244-59.

———, [1955]1967, 「公と私——義理と人情」『有賀喜左衛門著作集 IV』未来社, 187-283.

第一回国会衆議院, 1947a, 『司法委員会議事録第二十一号』.

第一回国会衆議院, 1947b, 『司法委員会議事録第三十一号』.

- 第九〇回帝国議会衆議院, 1946a, 『衆議院議事速記録第六号』.
- 第九〇回帝国議会衆議院, 1946b, 『衆議院議事速記録第二十三号』.
- ゴードン・ベアテ・シロタ, 1995, 『1945年のクリスマス——日本国憲法に『男女平等』を書いた女性の自伝』 柏書房.
- 磯野富士子, 1959, 「福祉国家と日本の家族制度」大熊信行ほか『現代福祉国家論』至誠堂, 168-86.
- 自由党憲法調査会, [1954]1976, 「日本国憲法改正案要綱」湯沢雍彦編『日本婦人問題資料集成 第 5 巻』ドメス出版, 537-49.
- 川島武宜, [1957]1983, 「最近の『家族制度』復活論」『川島武宜著作集第十巻 家族および家族法 1』岩波書店, 257-73.
- 憲法調査会事務局, 1957, 『帝国憲法改正諸案及関係文書 第 10 号 2』憲法調査会事務局.
- 喜多野清一, 1948, 「農村問題」田辺寿利『社会学体系 第二巻』国立書院, 211-250.
- 毎日新聞, [1947]1976, 「新しい民法草案の焦点」湯沢雍彦編『日本婦人問題資料集成 第 5 巻』ドメス出版, 595-601.
- 牧野英一, 1949, 『家族生活の尊重』有斐閣.
- 中川善之助, 1948, 『新家族——新しい民法の話』毎日新聞社.
- , 1954, 「美風の復活」『改造』35(6): 13-20.
- 小川政亮, 1955, 「家族制度——社会保障拡充の構想」『社会事業』38(1): 28-35.
- 佐口卓, 1955, 「社会保障と家族制度——家族制度復活反対によせて」『社会保障』9(5): 22-4.
- 澤田半麿, 1946, 「『家』の制度はあくまで維持したい」『実業の日本』49(12): 56-7.
- 青年法律協会編, 1955, 『憲法改正問答』平野書房.
- 末川博, 1947, 『うつりゆく家——民法の改正と家族制度』高桐書院.
- 玉城肇, 1946, 「農村に於ける生活の停滞性と家族制度」『農村文化』26(6): 3-11.
- 立石芳枝, 1954, 「家族制度の復活をめぐって」『ケース研究』5(28): 2-21.
- 戸田貞三, 1947, 『新憲法と家族制度』建設倶楽部.
- 山本武利監修, 2014, 『占領期生活世相誌資料 I 敗戦と暮らし』新曜社.
- 我妻栄, 1946, 「道徳的な家族制度と法律的な家族制度」『実業の日本』49(12): 59-62.
- , 1949, 『改正民法余話——新しい家の倫理』学風書院.
- 渡辺洋三, 1959, 『法社会学と法解釈学』岩波書店.

【文献】

- 唄孝一, [1957]1992, 「戦後の民法改正過程における『氏』」『戦後改革と家族法 (唄孝一・家族法著作選集 第 1 巻)』日本評論社, 147-217.
- Chang, Kyung-Sup, 2010, “Individualization without Individualism,” *Journal of Intimate and Public Spheres*, 0(Pilot Issue): 23-39. (=2013, 柴田悠訳「個人主義なき個人化」落合恵美子編『親密圏と公

- 共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学出版会.)
- Esping-Andersen, Gösta and Bruno Palier, 2008, *Trois leçons sur l'État-providence, Document Transcript*, Paris: Seuil. (=2008, 林昌宏訳『アンデルセン, 福祉を語る——女性・子ども・高齢者』NTT 出版.)
- 橋本健二, 2013, 『「格差」の戦後史——階級社会 日本の履歴書【増補新版】』河出書房新社.
- 早川紀代, 2004, 「家族法の改正-戦時および戦後」吉田裕編『日本の時代史 26 戦後改革と逆コース』吉川弘文館, 108-44.
- 本多真隆, 2013, 「戦後民主化と家族の情緒——『家族制度』と『民主主義的家族』の対比を中心に」『家族社会学研究』25(1): 64-75.
- 池田敬正, 1994, 『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社.
- 池岡義孝, 2016, 「家族社会学からみる日本の社会と家族のリアリティ——家族社会学の成立と展開」池岡義孝・西原和久編著『シリーズ社会学のアクチュアリティ: 批判と創造 2 戦後日本社会学のリアリティ——せめぎあうパラダイム』東信堂, 3-43.
- 小山隆編, 1960, 『現代家族の研究——実態と調整』弘文堂.
- 宮本太郎, 2009, 『生活保障——排除しない社会へ』岩波書店.
- 荻野美穂, 2008, 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店.
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆, 2012, 「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』128: 145-77.
- 坂本佳鶴恵, 1997, 『「家族」イメージの誕生——日本映画にみる〈ホームドラマ〉の形成』新曜社.
- 武川正吾, 2012, 『政策志向の社会学——福祉国家と市民社会』有斐閣.
- 利谷信義, 1975, 「戦後の家族政策と家族法——形成過程と特質」福島正夫編『家族 政策と法 1 総論』東京大学出版会, 53-186.
- , 1987, 『家族と国家——家族を動かす法・政策・思想』筑摩書房.
- 田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社.
- , 2015, 「戦後史のなかの家族——その形成と変容」大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第 19 巻』岩波書店, 215-48.
- 土屋敦, 2014, 『はじき出された子どもたち——社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.
- 山田昌弘, 2005, 『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣.
- 山手茂, 1975, 「家族問題と家族社会学」北川隆吉監修『社会・生活構造と地域社会 戦後日本の社会と社会学 第二巻』時潮社, 1-47.
- 依田精一, 1975, 「戦後家族制度改革の歴史的 성격」福島正夫編『家族 政策と法 1 総論』東京大学出版会, 217-70.
- 渡辺秀樹, 2013, 「多様性の時代と家族社会学」『家族社会学研究』25(1): 7-16.
- 渡辺治, 2004, 「高度成長と企業社会」渡辺治編『日本の時代史 27 高度成長と企業社会』吉川弘文館, 7-126.

渡辺洋三, 1973, 「資本主義社会の家族——日本」青山道夫ほか編『講座家族 1』弘文堂, 261-83.

White, Merry, 2002, *Perfectly Japanese: Making Families in an Era of Upheaval*, California: University of California Press.

(ほんだ まさたか 早稲田大学人間科学学術院)